様式第5号(第6条関係)

ETC車載器の販売・セットアップ店で記入してもらってください。(販売・セットアップを別々の店舗で行った場合にはそれぞれの店舗から証明書をもらってください。)

販売・セットアップの両方をした場合には両方を丸で囲む。販売のみ・セットアップのみの場合には該当する方のみを丸で囲む。

載器販売・セットアップ証明 交付決定日以降の日を配入平成28年 ●月 ●日

新規にETC車載器を (販売・セットアップ)したことを証明します。



備考

- 1 「販売証明者」の欄には、実際に販売証明書を記入された販売店の方 の氏名をお書きください。
- 2 「ETC車載器販売設置金額」は、車載器本体価格に設置工事費用及 びセットアップ費用を含んだ税込金額をお書きください。ただし、ET Cの販売のみまたはセットアップのみを行った場合は、それにかかった 費用を税込金額でお書きください。

(確認事項)

新品のETC車載器の購入等とは、未使用の車載器を購入して取り付けることをいい、次に掲げる場合は補助対象外となります。

- (1) 車両に取付けようとするETC車載器が、過去に車載情報を登録された ことのあるものであるとき。
- (2) すでにETC車載器を設置してある車両のETC車載器を取り外し、新たなETC車載器に更新した場合
- (3) すでにETC車載器を設置している車両の更新に伴い、新品のETC車 載器を設置した場合